

## 障害児通所支援に係るQ & A（追加）

※岐阜県から厚生労働省に照会を行った際の回答を追加しました。

### ■支給決定その他の取扱い（代替的な支援）

Q1. 同一日1人の児童に対して複数の事業所が代替的な支援を提供することができますか。

A：やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、代替的な支援を提供するにあたり、あらかじめ事業所間や相談支援員等で連絡調整を行い支援提供日に重複が生じないよう実施することが原則です。

仮に重複が生じた場合、実際の請求を行う事業所は1か所のみとしてください。

この場合の請求に当たっては、上限額管理事業所において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないよう調整をお願いします。

なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。

Q2. 同一日1人の児童に対して、A事業所で放課後等デイサービスを利用した日にB事業所が代替的な支援を提供することができますか。

A：やむを得ないと認められる場合は差支えありませんが、同一日に放課後等デイサービスと代替的な支援を提供するにあたり、あらかじめ事業所間や相談支援員等で連絡調整を行いサービス提供日の重複が生じないよう実施することが原則です。

仮に重複が生じた場合、実際の請求を行う事業所は1か所のみとしてください。

この場合の請求に当たっては、上限額管理事業所において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないよう調整をお願いします。

なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。